

(新) コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業

(一般会計・石油特会)

245百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課・環境経済課

1. 事業の概要

環境基本計画でも明らかにされたように、地域の多様な主体が参加して、経済・社会両面からの地域再生にも資するような環境保全活動を行うことが求められている。このような地域における社会的な価値の実現を目的とする事業すなわちコミュニティ・ビジネスについては、地域からの金融面等の支援の下で、効果的・継続的に事業が実施されることが望まれる。そのためには、それらの事業について、コミュニティ・ファンド等によって、環境保全や地域再生に及ぼす効果及び事業の継続性に関する評価が行われ、評価に基づいて地域の様々な主体の参加の下で事業計画が練り上げられることが有効である。

そこで、以下のようなモデル事業を実施する。

活動の事業計画の概要が策定された段階で、コミュニティ・ファンド等の活動に対して支援を行う第三者や、地域協議会等地域再生全体について検討を行うのにふさわしい者が、計画の内容が地域の環境、経済、社会の各側面にどのような影響を与えるかについて評価を行い、具体的な事業計画の策定に反映させる(事業を縮小又は廃止することも含む。)ことを支援する。また、先行的な事業について、上記のような評価を受けて実施される事業の実施についても支援を行う。 <一般会計>

また、京都議定書の第一約束期間を控え、喫緊の課題となっている温室効果ガス排出抑制に目的を絞った活動については、比較的評価が容易であることにも鑑み事業実施段階について支援する。すなわち、これら事業のうち、既存のコミュニティ・ファンド等から適切な評価を受け、融資を受けるものに対し、当該事業の環境保全上の価値が高まる施設の設置等に関して、ファンド等から行われた融資の半額程度の支援を行う。 <特別会計>

ア) 支援の対象となる活動の内容

多様な主体が参画する環境保全活動であり、経済的に自立して継続可能なものであって、かつ、社会問題解決や地域コミュニティの活性化にも資するもの

(例)

- ・里山等の保全活動と地元の名産品づくり、エコツアーを組み合わせた取組
- ・リサイクル活動により生産したバイオディーゼルの用いたコミュニティ・バスの運営

イ) 支援対象となる者

地域住民、NPO、経営者等が参加した協議会等の組織又はコミュニティ・ファンド等活動に対して支援を行う組織
事業者

ウ) 支援の内容

活動の持続性に係る調査及び環境面、経済面、社会面からの評価及び実施計画の策定への評価内容の活用に対する交付金の交付等
活動の環境保全上の価値を高める事業費に対する交付金の交付等

2. 事業計画

平成19年度 モデル事業の選定及び実施(8カ所 8カ所) 地方EPOによる支援

平成20年度 モデル事業の選定及び実施(8カ所 8カ所)

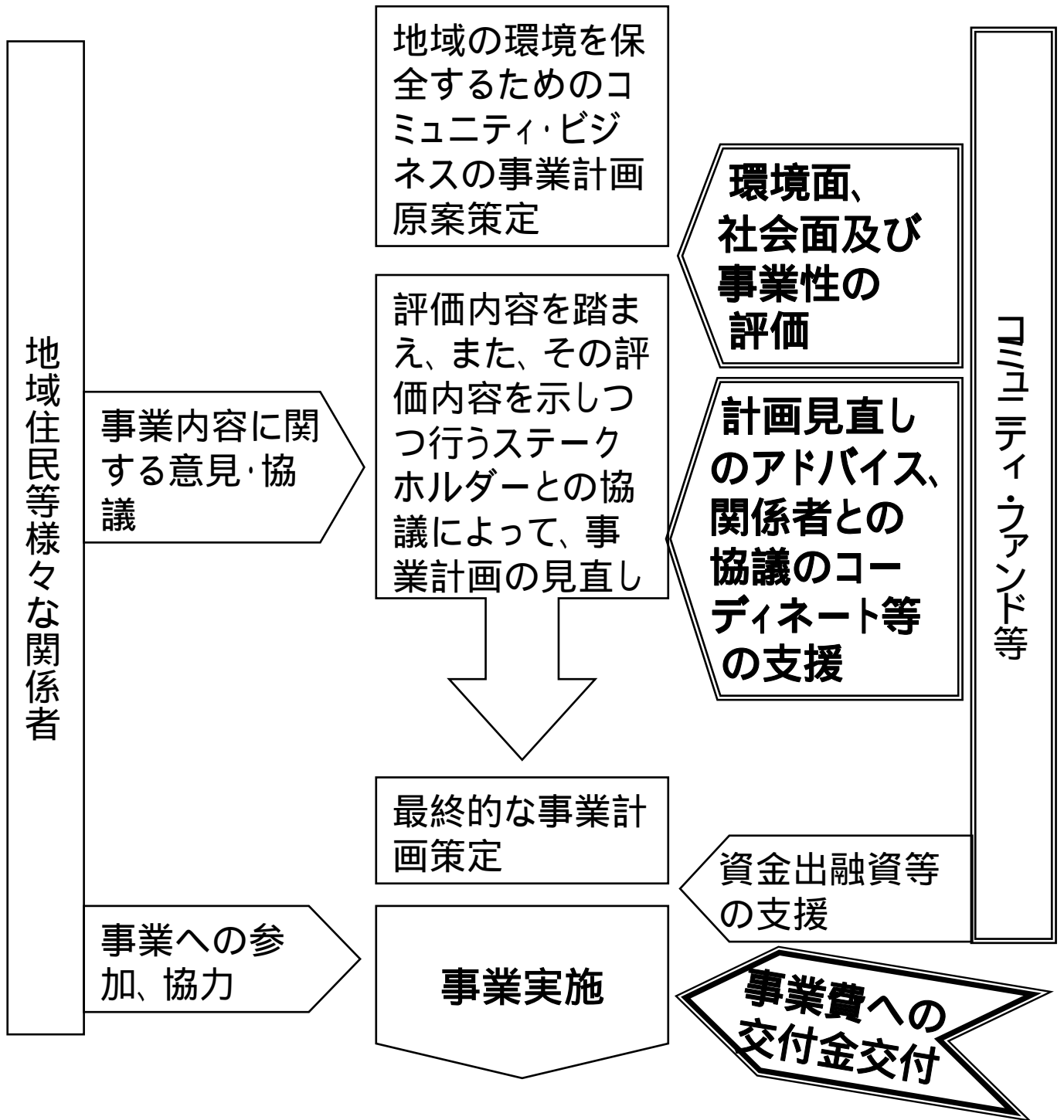
19年度分に関するモデル事業の分析、地方EPOによる支援

平成21年度 20年度分に関するモデル事業の分析及び手法の一般化

3. 施策の効果

モデル事業の実施によって調査、評価の実施について普及啓発する。また、事例を通じて持続性の評価検証のための手法について、一般的な手法開発を行う。開発された手法を全国的に情報提供するとともに、地方環境事務所や地方EPOが地域においてこのような手法の活用を促す。これらによって、地方において、行政に頼らない自立的であり、かつ社会的側面や経済的側面をも統合的に向上させるような環境保全活動を促進する。

コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業



二重線に囲まれたファンド等による評価、計画見直しの支援部分をモデル事業として支援、評価手法及び評価の活用方法について検証を行う。
事業費の一部について支援する。